Ø 資料

番号法第30条による行政機関個人情報保護法の読替え及び個人情報保護条例の対照表 <※情報提供等記録(番号法第23条)の利用・提供の制限に関して>

をたの施なに。。 産得 な聴認 の又益このめ内機い該 のな さいめ 規はをしら 部関。当 保い 実てる 定提不な	1、四、日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	情報の母難に関する法律	加	「詰麸シーをふキラた木市の
(利用及び提供の制限)		H HX C		いはインマントにような
(利用及び機供の制限) (利用及び提供の制限) 第9条 実施機関は、個人情報を取り 合を除き、利用目的以外の目的 もに	読替え前	読替え後		対応(案)
	(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)	
〈場合を除き、利用目的以外の目的 のために保有個人情報を自ら利用 と自ら利用してはならない。 扱う事務の目的以外の目的のため に 個人情報を当該実施機関の内部 において利用し、文は当該実施機関 の長は、次の各号のいずれかに該 当すると認めるときは、利用目的以 を自めのために保有個人情報を自 られて、保有個人情報を利用 の場でに必要な限度で保有個人情報 を対すると認められるとき は第三者の権利利益を不当に侵害す 本人の同意があるとき、文は本人 は第三者の権利利益を不当に侵害す 本人の同意があるとき、文は本人 は第三者の権利利益を不当に侵害す 本人の同意があるとき、又は本人 は第三者の権利利益を不当に侵害す 本人の同意があるとき、又は本人 は第三者の権利利益を不当に侵害す 本人の同意があるとき、又は本人 は第三者の権利利益を不当に侵害す 本人の同意があるとき、又は本人 は第三者の権利利益を不当に侵害す 本人の同意があるとき、又は本人 は第三者の権利利益を不当に侵害す 本人の同意があるとき、又は本人 は第三者の権利利益を不当に侵害す 本人の同意があるとき、又は本人 は第三者の権利利益を不当に侵害す 本人の同意があるとき。(4) 前 3 号に掲げるものほか、実 施機関が法令の定める所準事務 (4) 前 3 号に掲げるとき。 (5) 個人情報を利用し、とき、 (6) 間人情報を利用・スロンとでは、 (7) は、10限りでない。 (8) 個人情報を利用・スロンとでは、 (9) 個人情報を利用・スロンとでは、 (1) 前 3 号に掲げるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 個人情報を知識をといるのはか、実 は第三者の権利利益を不当に侵害することでは、 (4) 前 3 号に掲げるとのはないまりにない。 (5) 個人情報を利用・スロンとでは、 (6) 前 4 情報を利用・スロンとでは、 (7) は、10限りでない。 (8) 個人情報を担相利を表して、当のないまりにない。 (9) は、10年のないまりにない。 (1) 前 3 号に関げるとのいすれがでを得ない。 (1) 前 3 号に関げるとのいまがわるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 個人情報を利用・スロンとでは、 (4) 前 3 号に格に必要があると認いるといるにない。 (5) 個人情報を利用・スロンとにない。 (6) は、10年のないまりにない。 (7) は、10限りでない。 (8) 個人情報を担けるといい。 (9) は、10年のよりをはいるのはないまりにないまりにないまりにないまりにないまりにないまりにないまりにないまりに		行政機関の		番号法第 30 条の読替規定の趣旨
し、又は提供してはならない。 に、個人情報を自ら利用 を自ら利用してはならない。 に、個人情報を当該実施機関の内部において対用し、又は当族主権機関の方ない。 前項の規定にかかわらず、行政機(適用除外) (適用除外) ただし、株の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以会していずれかに該当すると認めるときは、利用目的以会していずれずに設当すると認めるときは、利用目的以会していずれがに該当当ないのときに、利用目的以会の目的のために保有個人情報を利用目のは、大人の目的のために保有個人情報を利用目、大人の目的のために自ら利用し、人は提供することによって、本人又は提供することによって、本人又会社があると認められるときない。 (1) 法合等に規定があるとき。 本人の目前のために自ら利用し、人は提供することによって、本人又は提供するととことによって、本人又は提供するとき。本人の信意があるとき、人は本人な会がでかりません。会社、人は、自己の限りでない。と述されがあるとき、人は本人を利用する場合であって、当本人の同意があるとき、他の行政機関が注を利用する場合である所等事務を利用する場合であって、当他の行政機関が主体の定める所等事務を利用する場合であって、当体機関が主体は有個人情報を利用するとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実会がに、と要な限度で保有値人情報と利用するとき。 他の行政機関が注を利用する場合であって、当地の行政機関が主体の定める所等事務を利用するとき。他の行政機関が主体はする場合により、他の行政機関が主体はする場合に、当体機を提供を受ける。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関は、他の行政機関が主体はする場合においます。 他の行政機関が生地方公共団体文は地方独立行政法人、体育個人情報を提供する場合に、に保有個人情報を提供する場合にないます。 (4) 前 3 号に指げるもののほか、実施機関は、前 2 とにからがは地方地立行政法人、関係権限を提供する場合においます。 と、場内の情報の提供する場合においます。 (4) 前 3 号に指げるもののほか、実施機関は、前 2 により、個人情報を利用し、文は機関が主体をのがまります。個人情報を利用し、文は機関が主体を可能の提供を受ける。 (4) 前 3 号には対けるもののほか、実施が、まずを関係を対して、当体関係を対して、当体関係を対して、当体関係を対して、当体関係を対して、当体関係を対して、当体関係を対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	く場合を除き、利用目的以外の目的	外の目的のために情報提供等記録を	扱う事務の目的以外の目的のため	をふまえ、情報提供等記録の目的
し、又は提供してはならない。 (適用除外) において利用し、又は当該実施機関の長は、ため各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以当すると認めるときは、利用目的以合用的なにできた。 (1) 法分場にがあるとき。 場の方は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用目的以合用のために保有個人情報を利用し、文は提供することができる。 ただし、保有個人情報を利用し、文は提供することによって、本人又文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供することによって、本人文は提供するとき、文は本人、他有当項目を確いて会ものにから所準事務の違行に必要があるとき。 はいて相当な理由のあるとき。 はいて相当な理由のあるとき。 はいて相当な理由のあるとき。 はいて相当な理由のあるとき。 はいて相当な理由のあるとき。 はいて相当な理由のあるとき。 はいて相当な理由のあるとき。 はいて相当な理由のあるとき。 はいて相当な理由のあるとき。 はいて相当な理由のあるときない。 はいはないは地方独立行政法人等、地方公共団体文は地方独立行政法人等、地方公共団体文は地方独立行政法人等、地方公共団体文は地方独立行政法人等、は特別を提供する場合において保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を使用する場合において、ます、表述を関係する場合において、保有個人情報を使用する場合において、保有個人情報を使用する場合において、ます、表述を関係するとは、如果ではおいては、ます、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	のために保有個人情報を自ら利用	を自ら利用してはならない。	に,個人情報を当該実施機関の内部	外利用を禁止することが求められ
前項の規定にかかわらず、行政機 関の長は、次の各号のいずれかに該 当すると認めるときは、利用目的以 外の目的のために保有個人情報を自 ら利用し、又は提供することができ る。ただし、保有個人情報を利用目、 及は提供することによって、本人又 は第三者の権利利益を不当に侵害す るおそれがあると認められるとき 不人の同意があるとき、又は本人 不人の同意があるとき、又は本人 で機関が法令の定める所掌事務 で移行に必要な限度で保有個人情報 を内部で利用する場合であって、当 を内部で利用する場合であって、当 を内部で利用する場合であって、当 他の行政機関、独立行政法人 地方公共団体又は地方独立行政法人 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお に保有個人情報を提供する場合にお に保有個人情報を提供する場合にお に保有個人情報を提供する場合にお に保有個人情報の提供を受ける	し、又は提供してはならない。		において利用し, 又は当該実施機関	No.
前項の規定にかかわらず、行政機 (適用除外) かりを得いずれかに該当すると認めるときは、利用目的以 外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。 ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又 又は提供することによって、本人又 は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき なされがあるとき、又は本人 に提供するとき。 本人の同意があるとき、又は本人 に提供するとき。 本人の同意があるとき、又は本人 に提供するとき。 本人の同意があるとき、又は本人 に保有個人情報を利用する。 はず 他の行政機関が法令の定める所掌事務 を内部で利用する場合であって、当 を内部で利用するようとにっ いて相当な理由のあるとき。 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお に保有個人情報の提供を受ける に保有個人情報の提供を受ける に保有個人情報の提供を受ける にないて、保有個人情報の提供を受ける			以外のものに提供してはならない。	
関の長は、次の各号のいずれかに該 当すると認めるときは、利用目的以 外の目的のために保有個人情報を自 ら利用し、又は提供することができ る。ただし、保有個人情報を利用目 的以外の目的のために自ら利用し、 又は提供することによって、本人又 又は提供することによって、本人又 は第三者の権利利益を不当に侵害す るおそれがあると認められるとき は、この限りでない。 本人の同意があるとき、又は本人 「定提供するとき、又は本人 なおそれがあるとき、又は本人 なおそれがあるとき、又は本人 なおそれがあるとき、又は本人 本人の同意があるとき、又は本人 なおそれがあるととことと ないて相当な理由のあるとき、とこっ 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお に保有個人情報を提供する場合にお に保有個人情報を提供する場合にお に保有個人情報を提供する場合にお に保有個人情報を提供する場合にお		(適用除外)	ただし、次の各号のいずれかに該当	
当すると認めるときは、利用目的以 外の目的のために保有個人情報を自 ら利用し、又は提供することができ る。ただし、保有個人情報を利用目 的以外の目的のために自ら利用し、 又は提供することによって、本人又 は第三者の権利利益を不当に侵害す るおぞれがあると認められるとき は、この限りでない。 本人の同意があるとき、又は本人 に提供するとき。 で機関が法令の定める所掌事務 の遂行に必要な限度で保有個人情報 を内部で利用することにつ がな有個人情報を利用することにつ がて相当な理由のあるとき、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお がて精当な理由のあるとき。 に保有個人情報を提供する場合にお がて精当な理由のあるとき。 に保有個人情報を提供する場合にお がて精当な理由のあるとき。 かて精当な理由のあるとき。 に保有個人情報を提供する場合にお がな行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお がて保有個人情報を提供する場合にお がて精動を提供する場合にお がて保有個人情報を提供する場合にお がて保有個人情報を提供する場合にお がて保有個人情報の提供を受ける	関の長は、次の各号のいずれかに該		する場合は,この限りでない。	
外の目的のために保有個人情報を自 ら利用し、又は提供することができ る。ただし、保有個人情報を利用目 的以外の目的のために自ら利用し、 又は提供することによって、本人又 は第三者の権利利益を不当に侵害す るおそれがあると認められるとき は、この限りでない。 本人の同意があるとき、又は本人 行政機関が法令の定める所掌事務 行政機関が法令の定める所掌事務 の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用することにつ 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお いて、保有個人情報の提供を受ける 2	当すると認めるときは、利用目的以		(1) 法令等に規定があるとき。	
5利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は発展することによって、本人又は発展することによって、本人の同意があると認められるときは、この限りでない。本人の同意があるとき、又は本人で投機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。他の行政機関、独立行政法人等、他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける	外の目的のために保有個人情報を自			
る。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき、スは本人本人の同意があるとき、又は本人で政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用するよう。 2 3 有政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用するとことについて相当な理由のあるとき。他の行政機関、独立行政法人は力量な共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける 1 44	ら利用し、又は提供することができ			
b以外の目的のために自ら利用し、 又は提供することによって、本人又 は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき なおそれがあると認められるとき は、この限りでない。 本人の同意があるとき、又は本人 不人の同意があるとき、又は本人 に提供するとき。 行政機関が法令の定める所掌事務 の遂行に必要な限度で保有個人情報 の遂行に必要な限度で保有個人情報 の遂行に必要な限度で保有個人情報 の遂行に必要な限度で保有個人情報 の遂行に必要な限度で保有個人情報 の遂行に必要な限度で保有個人情報 の遂行に必要な限度で保有個人情報 の遂行に必要な限度で保有個人情報 に提供する場合であって、当 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、 他の行政機関、独立行政法人等、	る。ただし、保有個人情報を利用目		護のため、緊急かつやむを得ない	
又は提供することによって、本人又 は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき るおそれがあると認められるとき は、この限りでない。 本人の同意があるとき、又は本人 に提供するとき。 行政機関が法令の定める所掌事務 行政機関が法令の定める所掌事務 の遂行に必要な限度で保有個人情報 を内部で利用する場合であって、当 該保有個人情報を利用することにつ いて相当な理由のあるとき。 他の行政機関、独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人 地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお	的以外の目的のために自ら利用し、		と認められるとき。	
は第三者の権利利益を不当に侵害するおさときるおそれがあると認められるときは、この限りでない。 本人の同意があるとき、又は本人 に提供するとき。 不及の同意があるとき、又は本人 に提供するとき。 行政機関が法令の定める所掌事務 の遂行に必要な限度で保有個人情報 を内部で利用する場合であって、当 該保有個人情報を利用することにつ いて相当な理由のあるとき。 他の行政機関、独立行政法人 地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお いて、保有個人情報を提供する場合にお	又は提供することによって、本人又		(4) 前3号に掲げるもののほか,実	
るおそれがあると認められるときは、この限りでない。 2 3 本人の同意があるとき、又は本人 に提供するとき。 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 1/1/2 地方公共団体又は地方独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人、 に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供する場合において、	は第三者の権利利益を不当に侵害す		施機関が審議会の意見を聴いて	
は、この限りでない。 本人の同意があるとき、又は本人 に提供するとき。 行政機関が法令の定める所掌事務 の遂行に必要な限度で保有個人情報 を内部で利用する場合であって、当 該保有個人情報を利用することにつ いて相当な理由のあるとき。 他の行政機関、独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお	るおそれがあると認められるとき		公益上特に必要があると認める	
本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 に提供するとき。 行政機関が法令の定める所掌事務 の遂行に必要な限度で保有個人情報 を内部で利用する場合であって、当 該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 他の行政機関、独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお	は、この限りでない。		。 和 コ	
に提供するとき。 行政機関が法令の定める所掌事務 の遂行に必要な限度で保有個人情報 を内部で利用する場合であって、当 該保有個人情報を利用することにつ いて相当な理由のあるとき。 他の行政機関、独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお に保有個人情報の提供を受ける	一 本人の同意があるとき、又は本人			
行政機関が法令の定める所掌事務 の遂行に必要な限度で保有個人情報 を内部で利用する場合であって、当 該保有個人情報を利用することにつ いて相当な理由のあるとき。 他の行政機関、独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお に保有個人情報を提供する場合にお	に提供するとき。		により,個人情報を利用し,又は提	
の遂行に必要な限度で保有個人情報 を内部で利用する場合であって、当 該保有個人情報を利用することにつ いて相当な理由のあるとき。 他の行政機関、独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお いて、保有個人情報の提供を受ける	二 行政機関が法令の定める所掌事務		供するときは,個人の権利利益を不	
を内部で利用する場合であって、当 該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 他の行政機関、独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける	の遂行に必要な限度で保有個人情報		当に侵害することのないようにしな	
	を内部で利用する場合であって、当		ければならない。	
	該保有個人情報を利用することにつ			
	いて相当な理由のあるとき。			
地方公共団体又は地方独立行政法人 に保有個人情報を提供する場合にお いて、保有個人情報の提供を受ける				
に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける	地方公共団体又は地方独立行政法人			
いて、保有個人情報の提供を受ける	に保有個人情報を提供する場合にお			
	いて、保有個人情報の提供を受ける			

者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を	利用することについて相当な理由のあるとき。	四一前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のたまにの十二年的を指揮を担けます。	めに保有値へ情報を症状するとさ、本人以外の者に提供することが明ら	かに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについ	て特別の理由のあるとき。	3 前項の規定は、保有個人情報の利 (適用除外)	用又は提供を制限する他の法令の規	定の適用を妨げるものではない。	4 行政機関の長は、個人の権利利益を (適用除外)	保護するため特に必要があると認め	るときは、保有個人情報の利用目的	以外の目的のための行政機関の内部	における利用を特定の部局又は機関	に限るものとする。